

令和元年（2019）年 5 月 10 日

保護者様

大阪市立加美小学校
校長 吉岡 哲郎
(就学援助費担当 尾山)

就学援助費の申請について（5月15日及び6月28日提出期限分）

青葉の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校の教育活動推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして年度当初（本年4月1日付）より認定となる申請の提出期限が近づいてまいりました。申請されるご家庭は、申請書に必要事項を記入・押印のうえ、該当される項目に必要な書類と合わせて期限までに本校の事務室にご提出ください。

提出期限を過ぎますと、追加の添付書類が必要となり、認定が提出日からとなりますので、ご注意ください。なお、認定日が4月1日とならなければ、大幅な減額支給となってしまうので、ご注意ください。とくに1年生は入学準備補助金が支給されません。また、6年生で生活保護を受給されているご家庭は、就学援助費の申請をしないと修学旅行費が支給されませんので、必ず申請していただくようお願いいたします。

申請用紙をなくされたなどのご相談やご不明な点、また年度途中でもご家庭の事情が変わられるようなことがございましたら、事務室（就学援助費担当）までお申し出ください。

☆現在、児童扶養手当の支給を受けている方は、就学援助費の申請ができますので、申請を希望される場合は、提出期限までに事務室にご提出ください。

※児童扶養手当は「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違いますので、ご注意ください。

☆なお、この文書は全家庭に配布しておりますので、ご了承願います。今年度すでにご提出いただいているご家庭は提出不要です。

<就学援助費申請提出期限>

一般①申請（税情報利用）… 5月15日(水)まで ⇄ 申請理由①・⑫の該当者のみです。

一般②申請（書類審査）… 6月28日(金)まで ⇄ 申請理由に限定されることはないですが、添付書類が必要となります。

（4月1日からの認定対象の最終日です。）



こちらはホームページの配布文書一覧にも掲載されています

